

事務連絡  
令和2年4月 5日

保 護 者 各 位

石垣市教育委員会  
教育長 石垣 安志  
(公印省略)

### 新型コロナウィルスの対応について【第9報】(依頼)

報道にてご承知のことと存じますが、新型コロナウィルスの県内感染者が増加しています。去る4月4日には、県内感染者5名のうち2名は感染経路が不明であり、玉城知事は同日午後からの会見において「県内の感染フェーズ(局面)が変わったという認識に立つ必要がある」と述べました。

これまで、本市においては、郡内での児童生徒、及び高校生の感染者発生、及び県内において感染経路不明の感染者(児童生徒、及び高校生)ができるまでは、新学期を予定どおり開始する旨の方針を示しました。

しかしながら、県内感染者及び感染経路不明の感染者の増加という事態の深刻さと、「児童生徒の安全」を第一に考え、苦渋の判断ではありますが、令和2年度の新学期について、下記のとおり取り扱うことといたします。

#### 記

##### 1 令和2年4月7日(火)から4月20日(月)まで臨時休校とします。

(状況によっては、休校期間が更に延びる可能性もあります。)

##### 2 令和2年度始業式及び入学式を延期とします。

(1)始業式は令和2年4月21日(火)

(2)入学式は令和2年4月21日(火)及び22日(水)

##### 3 延期理由

(1)沖縄本島で感染経路不明の感染者が確認されたこと。

(2)確認された感染者が公共交通機関を利用していたこと。

(3)石垣市には感染者を隔離する病床が3床しかないこと。

(4)春休み期間に沖縄本島へ旅行した児童生徒や保護者に感染の恐れがあること。

(5)郡外からの旅行者に発症はしていない感染者がいる恐れがあること。

##### 4 臨時休校中の対応

(1)児童生徒は不要不急の外出を控えましょう。

(2)部活動及びスポーツ少年団等の活動は行わない。

(3)図書館・博物館は休館とします。

(4)発熱、咳、倦怠感等の風邪の症状がみられたら自宅で休養しましょう。また、次の症状がある場合は下記の①、②を目安に「帰国者・接触者相談センター」及び八重山保健所に相談しましょう。

①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。)

②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※基礎疾患等のある児童生徒は、上の状態が2日以上続く場合。

(5)次に当てはまる児童生徒及び教職員は入島から2週間の自宅待機とします。

①4月6日(月)以前に郡外に移動した場合。

②4月6日(月)以降においては、同居する家族が郡外への移動した場合も含みます。

(6)児童生徒及び同居する家族が郡外に移動した際は、確実に学校へ連絡をしてください。

## 5 学校の対応として

(1)学校は原則休校であるが、どうしても家庭で子どもをみることができない場合は、下記の条件において学校での自主学習を認めます。

①児童生徒及び同居する家族において、郡外へ移動していないこと。

②児童生徒及び同居する家族において、郡外へ移動していても、帰島後2週間を経過していること。

③自主学習については、「受け入れ申込書」を学校長へ提出してください。

(※添付資料をご活用下さい。)

(2)自主学習は8:30~11:30とし、4月7日から4月20日までの給食は停止いたします。